

教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。現在、社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人～35 人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増え、教育条件格差が生じています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、子どもたち一人ひとりに教育の機会を保障し、教育水準の維持向上を図るために、政府におかれましては、下記のとおり実現されますよう強く要望します。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 9 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
文部科学大臣 松野 博一 様
総務大臣 高市 早苗 様
財務大臣 麻生 太郎 様

福岡県太宰府市議会議長 橋本 健